九州ブロック道路標識適正化委員会鹿児島部会規約

（名　称）
第１条　この委員会は、九州ブロック道路標識適正化委員会鹿児島部会（以下「部会」という）と称する。

（目　的）
第２条　本部会は、道路交通の安全と円滑を確保するため、鹿児島県内の道路標識の整備・向上を図ることを目的とする。

（組　織）
第３条　部会は、鹿児島県内の道路標識に関する整備・改善計画に関係のある道路管理者をもって組織する。

（事　業）
第４条　部会は、第２条の目的を達成するため次のことを決定する。
　１．高速道路等のインター名称の検討
　２．その他必要とする道路標識の適正化・整備向上に関すること

（役　員）
第５条　部会に次の役員を置く。
　１．部会長は、鹿児島国道事務所長をもってあてる。
　２．部会員は、別表－１の役職のとおりとする。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを参加させることができる。
　３．部会の実務担当者によるワーキンググループとして、幹事会を設ける。
　４．幹事会員は、別表－２の役職のとおりとする。ただし、必要に応じ幹事長が指名するものを参加させることができる。

（部会及び幹事会）
第６条　部会及び幹事会は、必要に応じ部会長及び幹事長がそれぞれ招集する。

（運　営）
第７条　部会の運営方針及び重要な事項の決定は、部会の決議によるものとする。
　１．部会において決定した事項は、「九州ブロック道路標識適正化委員会」に報告するものとする。

（事務局）
第８条　部会の事務局は、鹿児島国道事務所交通対策課に置く。

（その他）
第９条　この規約の定めによるもののほか、本会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

付　則　この規約は、平成１９年７月２４日より施行する。

（別表－１）

「九州ブロック道路標識適正化委員会　鹿児島部会」構成員

所　　　属	役　職	備　考
国土交通省九州地方整備局　鹿児島国道事務所	事務所長	部会長
〃　　大隅河川国道事務所	事務所長	
鹿児島県　土木部　道路維持課	課長	
〃　　道路建設課	課長	
西日本高速道路（株）九州支社　鹿児島高速道路事務所	所長	

（別表－２）

「九州ブロック道路標識適正化委員会　鹿児島部会　幹事会」構成員

所　　　属	役　職	備　考
国土交通省九州地方整備局　鹿児島国道事務所	副所長	幹事長
〃　　〃　　工務課	課長	
〃　　〃　　調査課	課長	
〃　　〃　　交通対策課	課長	事務局
〃　　〃　　機械課	課長	
〃　　大隅河川国道事務所	副所長	
〃　　〃　　道路管理課	課長	
〃　　〃　　工務第三課	課長	
〃　　〃　　調査第三課	課長	
鹿児島県　土木部　道路維持課　改良施設係	係長	
〃　　道路建設課　計画調整係	係長	
西日本高速道路（株）九州支社　鹿児島高速道路事務所	工務担当課長	